

— まごころアートFUKUOKA GALLERY —

令和7年度登録作品 募集案内

福岡県では、文化芸術活動を通じて、障がいのある方の収入向上や社会参加を推進するため、「まごころアートFUKUOKA GALLERY」を実施しています。

本事業では、障がいのある方が制作したアート作品（まごころアート）を募集・審査・登録し、登録作品のレプリカや画像データを、官公庁や企業、団体等へレンタル・販売し、その料金の一部（30%）を作品制作者に還元します。

このたび、本事業へ登録を希望する作品（令和7年度登録分）を下記のとおり募集します。なお、今回登録作品のレンタルや販売の受付開始は、令和7年9月以降を予定しています。

■ 応募資格

福岡県在住または福岡県に通勤・通学（所）している障がい児者の方です。年齢制限はありません。

■ 応募要領

作品テーマ	なし（自由）
作品種類	水彩画、色鉛筆画、アクリル画、油絵、版画、デジタル画、書、文字等の平面作品 ※応募者本人が制作したものに限る。
作品サイズ	900mm×1,300mm以内の長方形（縦横不問） 縦横サイズの比率は、1：1.41（ $\sqrt{2}$ ） ※一般的な四六判、A判、B判が対象となります。詳しくは別紙の「登録作品募集要項」をご確認ください。
出品数	制作者1人当たり1作品～10作品まで（1作品に対し登録応募用紙1枚）
登録料	無料
確認事項	画像データ販売の際に、画像のトリミング（部分使用）が可能な作品

■ 応募方法

- ・裏面「応募用紙」に必要事項を漏れなく入力の上、作品の写真データを添付し、事務局へ電子メールでご応募ください（Mail: artrental@maruworks.org）。
- ・ただし、インターネット環境が整っていない等の理由により、電子メールでの応募が困難な場合は、記録メディア等に保存の上、郵送または直接持ち込みでも受け付けます。

■ 応募期間

令和7年4月18日（金）～5月31日（土）必着

※事務局までご持参いただく場合は事前の連絡をお願いします。（日曜・月曜・祝祭日は休み）

■ 審査

有識者で構成される審査委員会を開催し、応募作品を下記のとおり審査します。

	スケジュール （予定）	審査方法	審査結果のお知らせ
一次審査	令和7年 6月上旬	写真データ	・通過した作品の制作者にのみ、二次審査に関する書面または電子データ（PDF等）を送付。
二次審査	令和7年 6月下旬	原画	・二次審査の対象となった作品の制作者全員に対して、審査結果を書面または電子データ（PDF等）で送付。 ・なお、二次審査通過を通過した作品（登録内定）の制作者には、登録に関する契約手続きに関しても案内。

※二次審査にあたっての原画の搬入は6月中旬頃を予定しています。なお、搬入方法は「運送業者への委託（元払い）」「直接持ち込み」いずれも受け付けますが、搬入に係る費用については制作者の負担とします。また、額縁破損防止のため、額縁は外して原画のみお引き渡してください。

■ 作品の返却

・事務局は、二次審査の終了後、

- 二次審査を通過した作品（登録内定となった作品）については、レプリカや画像データの制作に必要な作業（写真撮影など）を行った後、速やかに制作者に返却します。なお、レプリカ等を試作する段階で、発色等の関係で登録不適と判断する場合があります。
- 二次審査で落選した作品については、審査終了後、速やかに返却します。

なお、いずれの場合も、返却方法は「運送業者への委託（着払い）」と「直接持ち出し」が選べますが、返却に係る費用については制作者の負担とします。

■ その他注意事項

- ・作品の受領前、返却後の事故等について、事務局では責任を負いかねます。搬入に当たっては、作品を厳重に梱包し、必要な場合は保険をかける等の対応を制作者の負担をお願いします。
- ・作品受領から返却までの作品の管理に関しては万全の注意を払いますが、天災その他の不可抗力による事故、破損について、事務局は責任を負いかねます。
- ・応募後、連絡がとれなくなった場合や本募集案内の内容を順守いただけない場合には、応募から除外させていただくことがあります。

■ お問い合わせ先

福岡県障がい者アートレンタル事業事務局（NPO 法人まる内）

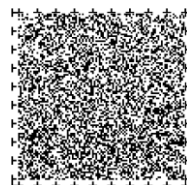
〒815-0041 福岡市南区野間 1-13-1-602

TEL : 092-516-0677 / FAX : 092-516-0677

Mail : artrental@maruworks.org



メールアドレスは
こちらから読み込めます。



このマークは、目の不自由な
方等が使う音声コードです。